

風しん予防接種費用の助成について

全国的に風しんが流行していることから、特に妊娠している女性の感染による先天性風しん症候群の発生の防止を図るため、風しんの予防接種に要する費用を一部助成します。

○予防接種の種類

風しんワクチンまたは麻しん風しん(MR)混合ワクチン

○助成対象者(次に掲げる要件のすべてを満たす方)

- ①予防接種を受けた日から申請日までに常陸大宮市に住所を有する方で次のいずれかに該当する方
ア妊娠している女性の配偶者(婚姻の届出をしていないものの事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚姻の予定している方を含む。以下同じ。)または妊娠している女性と同居している方。
イ妊娠を予定し、または希望する女性
※接種後2か月は避妊が必要です。
- ウ妊娠を予定し、または希望する女性の配偶者
- ②風しんに罹患したことがない方
- ③平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に予防接種を受けた方

- 助成金額 接種料金の2分の1(1円未満切り捨て)上限5,000円
- 助成回数 1回
- 助成方法
申請をした翌月末に、指定された口座へ助成金を振り込みます。
- 申請方法
接種費用は医療機関で支払い、総合保健福祉センター(かがやき)または各総合支所に申請する。

※申請受付は、平成26年4月10日までなのでご注意ください。

○申請に必要なもの

- ①予防接種に要した費用の領収書(レシート不可)
※次に掲げる事項が記載されたもの
予防接種名、予防接種を受けた者の氏名、予防接種を受けた日、予防接種の金額
- ②振込口座のわかるもの(通帳など)
※口座名義は申請者本人のもの
- ③認印

○予防接種の受け方

医療機関の指定はありません。なお、現在、風しんワクチンが全国的に不足しています。風しんワクチンの接種を希望された場合でも、接種できないことがありますので、各自医療機関にお問い合わせください。

申請・問

かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

「市単独マル福制度」受給者証の発送について

7月1日から制度拡大によって、市単独医療福祉費支給制度(マル福制度)が開始されます。所得判定の結果、該当となる方には受給者証を、非該当となる方にはその旨の通知を6月下旬に送付します。受給者証が届きましたら、記載されている内容に誤りや変更がないことを確認し、医療機関等を受診する際に保険証と一緒に窓口へ提示してください。

また、記載内容に変更等がございましたら、本庁医療保険課までご連絡ください。

※申請がお済みでない方はお早めをお願いします。

問 本庁 医療保険課医療保険G

☎52-1111 内線164・165

特定不妊治療費助成金について

少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

○対象となる治療

- ・体外受精、顕微授精
- ※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合も含まれます。

○対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ・夫または妻のいずれかが市内に住所を有する方
- ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方
- ・茨城県不妊治療費補助金交付決定者の方

○助成金額、回数等

- 特定不妊治療に要した自己負担額から、茨城県から受けた補助金を差し引いた額について助成
- ・1回につき50,000円(上限額)
- ・県補助金を受けた初年度は3回まで、翌年度以降は年度2回まで
- ・通年して5年間で10回以内

○申請に必要な書類等

- ①常陸大宮市特定不妊治療費助成金交付申請書
- ②茨城県不妊治療費補助金交付決定通知書
- ③茨城県不妊治療費補助金交付申請書の写し
- ④茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ⑤医療機関発行の領収書(確認後、返却します)

申請・問 かがやき 健康推進課健康推進G

☎54-7121 FAX54-7123

✉ kagayaki@city.hitachiomiya.lg.jp